

# 日本イギリス哲学会

## 第32回総会・研究大会

プログラム・報告要旨

**Japanese Society for British Philosophy**

Program of the 32<sup>nd</sup> Annual Conference  
at Teikyo University

期 日 2008年3月27日(木)・28日(金)

会 場 帝京大学 八王子キャンパス

東京都八王子市大塚 357

## 第1日 2008年3月27日(木)

|             |  |                |
|-------------|--|----------------|
| 9:30        | 受付   | 11号館 1階ロビー     |
| 10:00~11:00 | 総会   | 11号館 8階1181教室  |
| <hr/>       |  |                |
| 11:00~12:00 | 記念講演<br>自己存在意識の発生と崩壊—共存のための理論を求めて—<br>春日 喬 (帝京大学・非会員)<br>紹介者 冲永 宜司 (帝京大学)      | 11号館 8階1181教室  |
| <hr/>       |  |                |
| 12:00~13:00 | 昼食・休憩  |                |
| <hr/>       |  |                |
| 13:00~17:30 | シンポジウム I<br>イングランド-スコットランド合同のインパクト—合同300周年記念—<br>司会: 田中 秀夫 (京都大学)・松園 伸 (早稲田大学) | 11号館 8階1181教室  |
| 13:00~13:10 | 発題   | 司会者            |
| 13:10~13:40 | 第1報告 歴史のなかのスコットランド-イングランド関係  | 富田 理恵 (東海学院大学) |
| 13:40~14:10 | 第2報告 「合同」と「スコットランド啓蒙」の形成   | 篠原 久 (関西学院大学)  |
| 14:10~14:40 | 第3報告 スコットランド史解釈と1707年<br>——ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか——                         | 犬塚 元 (群馬大学)    |
| 14:40~15:00 | ティー・ブレイク   |                |
| 15:00~15:30 | 特定質問   | 村松 茂美 (熊本学園大学) |
| 15:30~17:20 | 質疑応答   |                |
| 17:20~17:30 | 総括   | 司会者            |
| <hr/>       |  |                |
| 18:00~      | 懇親会  | 葛友館2階 食堂       |

## 第2日 2008年3月28日(金)

8:30

受付

11号館1階ロビー

8:50~12:10 個人研究報告(報告35分、質問15分)

### 第1会場 7階 1171教室

- 8:50~9:40 青木 滋之(日本学術振興会特別研究員)  
ロックとニュートン—実験哲学の定式化と後世への影響  
司会 大久保正健(杉野服飾大学)
- 9:40~10:30 小城 拓理(京都大学大学院生)  
ロックの自然法について  
司会 同上
- 10:30~11:20 林 誓雄(京都大学大学院生)  
ヒュームにおける「道徳的信念」  
司会 泉谷周三郎(横浜国立大学名誉教授)
- 11:20~12:10 田中 正司(横浜市立大学名誉教授)  
カントの目的論とイギリス経験論  
司会 同上

### 第2会場 7階 1172教室

- 8:50~9:40 佐藤 岳詩(北海道大学大学院生)  
R.M.ヘアの普遍化可能性概念の形式性について  
司会 桜井 徹(神戸大学)
- 9:40~10:30 水野 俊誠(慶応義塾大学大学院生)  
R.ノージックの心理状態説批判の検討  
司会 同上
- 10:30~11:20 米原 優(東北大学大学院生)  
ミルにおける二つの自由概念  
司会 関口 正司(九州大学)
- 11:20~12:10 池田 誠(北海道大学大学院生)  
ロールズのミル解釈—自由原理と公共的理由—  
司会 同上

### 第3会場 6階 1162教室

- 8:50~9:40 嘉陽 英朗(甲南大学経済学部非常勤講師)  
進歩主義と出版—出版業者ジョージフ・ジョンソンをめぐる—  
司会 只腰 親和(横浜市立大学)
- 9:40~10:30 信澤 淳(駒澤大学大学院生)  
グラッドストンの『教会との関係における国家』とマコーリーの「グラッドストーン論」  
—初期ヴィクトリア朝における「政教分離」をめぐる議論の一事例として—  
司会 同上
- 10:30~11:20 春日 潤一(カーディフ大学大学院生)  
R. G. コリングウッドの実在論批判——初期テキストを中心に  
司会 中釜 浩一(法政大学)
- 11:20~12:10 Christopher Yorke(University of Tokyo, University of Glasgow)  
From States of Nature to the Natures of States  
司会 山岡 龍一(放送大学)

12:10~13:00 昼食・休憩

13 : 00 ~ 13 : 30 臨時総会

11号館 8階 1181教室

---

13 : 30 ~ 17 : 00 シンポジウムⅡ 言語行為論の再検討

11号館 8階 1181教室

司会：一ノ瀬正樹（東京大学）・成田 和信（慶應義塾大学）

13 : 30 ~ 13 : 40 発 題

司会者

13 : 40 ~ 14 : 10 第1報告 言語行為論による政治的自由論の再検討

森 達也（専修大学兼任講師）

14 : 10 ~ 14 : 40 第2報告 言語行為における人称性と労働の交換

伊勢 俊彦（立命館大学）

14 : 40 ~ 15 : 10 第3報告 社会的コミュニケーションの論理的ダイナミクス（Ⅱ）

山田 友幸（北海道大学）

15 : 10 ~ 15 : 30 ティー・ブレイク

15 : 30 ~ 16 : 50 質疑応答

16 : 50 ~ 17 : 00 総 括

司会者

---

17 : 00 ~ 閉会挨拶

会 長・寺中平治

## 自己存在意識の発生と崩壊—共存のための理論を求めて—

春日 喬 (帝京大学)

人間の自己意識はどのように発生し形成されるのだろうか。これは「私」という意識の発生であり、「私」がどのように生きるかという問題の原点である。私はなぜ生まれてきたのか、なぜ生きなければならないのか。「生まれ出る悩み」は、古くから生の哲学に深く根ざした洋の東西を問わず永遠の課題である。精神科医療、心理臨床の現場では、人間不信に支配され、自己の存在意識が崩壊に向かって限りなく減衰していく個人が、人間信頼を回復し、自己存在の意義と、生きることの意義を再発見するための支援活動に日夜専心している。自己存在意識の完全な崩壊は死を意味する。生まれたばかりの新生児が、人間不信と共に生まれて来るとは考えにくい。人間不信は、ヒトとヒトとの相互作用の中で醸成される。この源流をたどれば、母親の胎内の胎児の時代、胎生期に遡る。

出生前の胎児は母体の一部であり、胎児の存在は母体との生化学的相互作用によって保証されている。母体は生体システムとして機能し、生体内に異物が侵入すると生体は自己防衛として、免疫系を発動しこれを、非自己として攻撃し排除するように機能する。出産と同時に胎児は、新生児として母体から離れて独立した生体システムとなる。すなわち、新生児は、母体からは異なる非自己の存在となる。母子関係は、生化学的關係から社会的關係に変わることになる。ヒトという種は、生理的早産と言われるように、親の養育がなければ生存はおぼつかない。もし、母親が出産後、自分が生んだ新生児を認知的に非自己で「異物」と知覚すれば、親の育児行動は解発されず、異物を排除する虐待行動となる。新生児には、自己感覚はあるが、まだ自己意識はない。内臓感覚的存在形式が、外部の人間を知覚し、他者と相互作用をすることによって自己意識を形成して行く。これが内臓感覚系から外部知覚系への移行である。外部知覚系でヒトは他のヒトを知覚するのである。すべての種は、その種に特有の刺激 (species-specific stimuli) があり、これによってその種の保存を図っている。ヒトの場合は、それはヒトの発するヒト刺激であり、対人状況でのヒト刺激を対人刺激 (春日、1987) と定義する。発達初期の母子相互作用は、母と子の対人刺激の相互作用である。適正な質の対人刺激の相互作用がなければ、生体システムの発達と適正な機能の維持はありえないし、適正な自己存在意識の発生と形成はありえない。有害な対人刺激に曝されると、生体システムは機能不全となる。ヒトは孤立感を深め、自己存在意識が減衰していく。現代世界において、ヒトという種が共通に抱える問題は何か。地球規模の環境破壊もさることながら、情報技術 (IT) 革命による情報伝達の効率化により、直接的な対人的接触体験が欠落し、他者が排除すべき非自己となる。世界は有害な対人刺激に満ち溢れている。児童虐待、暴力、殺人。ヒト刺激のモノ刺激化の病理が進行している。デジタル化は精神の領域に及んでいる。異なる信念、異なる民族・宗教間の葛藤と殺戮。民族浄化の病理。情報伝達技術の発達に伴って人間が共存の能力を喪失して行くとすれば、文明の発達とは何か。心理学と哲学は今こそ手を携え、異質性排除の病理を克服し、「共存のための論理の構築」を目指すことが必要と思える。

## 第1報告

## 歴史のなかのスコットランド-イングランド関係

富田 理恵 (東海学院大学)

通時的にスコットランド-イングランド関係を見ていくとき、その関係には定形のパターンがあることに気がつく。そのなかで1707年の出来事も考えてみたい。

イングランドは、ヘンリ8世がカトリック教会から離脱し「異端」国家打倒を「大義」として他国が干渉する可能性が生じた1533年から、ヨーロッパの冷戦終結の1989年(ソ連崩壊1991年)まで、安全保障(軍事戦略上)の観点から、北方の国境線が脅かされることのないよう、その北の領域を自らの陣営に引き入れておかなければならない必要があった。

そこでヘンリ8世は、1543年にエドワード皇太子と乳児であったメアリ女王との婚約を成立させるが、半年でスコットランド政府が一方的に破談とした。これに反発したヘンリはスコットランドに軍を派遣しヘンリ没後もサマセットの軍が侵入する(「粗野な求愛」戦争)。イングランドは膨大な出費にもかかわらず、直接に得るものなく撤退した。

セシルは「粗野な求愛」戦争に従軍してその教訓を学び、スコットランドが主体的に親イングランド路線をとっていくのを後援するのが賢策であるとエリザベスに提言したと考えられる。以後イングランドによるあからさまな軍事侵略はない。

エリザベス即位当時のイングランドは、ブリテン島の南半分を領するに過ぎない島国国家であるという現実を直面する。ここで改めて三王国関係をどうするかが、プロテスタント国家として歩み始めたエリザベス治世当初の課題となったと考えられる。ここでセシルは、1560年2月にスコットランドのプロテスタントの反乱軍である会衆軍を援助する約束をした。この軍事介入とフランス出身の摂政の病死によって会衆軍が勝利し、スコットランドは、プロテスタント、親イングランド路線をとっていく。ただし直接の軍事力行使でないが、年金その他の手段によりイングランドから操作されるようになる。

1560年が基盤となって、1603年に同君連合が成立するものの、三王国の政治を調整するための機能する制度を作り上げることができなかったために、かえって摩擦が大きくなった。契約派は、スイスやネーデルラントをモデルに連邦制の成立を構想するが実を結ばなかった。スコットランドは自治都市総会の存在や一院制三身分の議会等、大陸国家の社团的な編成と共通点を持っていた。一方イングランドは古来の国制に誇りを捨てなかった。教会も長老主義教会とアングリカンとは同じでない。こうした相違を、足して2で割るということもできなかった。連邦制は、同規模の自治的な政治体が国家を形成するときには、典型的に機能する。しかしブリテンにおいては、三王国が不均衡な力関係にあったため、成り立たなかった。イングランド側は、小が大を指図するのを嫌ったし、人口や経済力に見合うだけの発言力のみ与えられるとすれば、常にスコットランド側がイングランド側に妥協していくことになる。これは1707年以降議会を共有したとしても根本的に解決できない問題であるし、自治政府が成立した現在も行き詰まりに達する可能性がある。

それではなぜ「連合王国」が成立してきたか。第一に、軍事戦略上の理由から危機的な側面において、イングランドは「適切な」妥協を用意し事態を収拾してきた(1707年)。第二に、両地域の結びつきを強めるスローガンや政治目標が存在し続けた。1707年には、自由貿易、対仏戦争、反カトリックであり、19世紀には、帝国の共有、自由主義的理念、20世紀には、世界大戦と福祉国家であったといえよう。1707年についてみれば、植民地獲得競争の時代、ブリテンという強力な財政軍事国家の船に乗ったことは、単独でこの時代を航海するより賢明な決断であった。しかし20世紀までの政治目標は消滅した。21世紀、分権的で連邦的で平和な欧州が到来するとすれば、別の選択肢もあるのかもしれない。

## 第2報告

## 「合同」と「スコットランド啓蒙」の形成

篠原 久 (関西学院大学)

第2報告として与えられたテーマを、スコットランド教会「長老派制度」確立後の「穏健派」集団による「牧師(教会)啓蒙」と、スコットランド諸大学「教壇」からの「教授(大学)啓蒙」という観点からとらえ、後者の成果としての「スコットランド道徳哲学」の内容と、「合同」後の議会の代替物(「教会総会」と「討論団体(クラブ)」)での議論に言及することによって、「スコットランド」啓蒙思想の特徴を探ることとする。同時に、これら牧師と教授の任命にあたって、合邦後のスコットランド「マネジメント」体制(「ボス支配」)を担った大貴族、とりわけアーチバルド・キャンブル(初代アイレイ伯、第三代アーガイル公)を中心とする「アーガイル派」の果たした役割の再検討をも課題としたい。

「長老派制度」の確立は「名誉革命体制」(1690)に求められるが、「穏健派」成立(1752)までのあいだは、確立した教会統治制度の内部で「恩恵」と「自由意志」(信仰と道徳)をめぐる神学論争が展開され(シムスン訴訟、精髓論争、キャンブル訴訟)、正統派の見解に対して新しい世代の牧師たちの意見表明のなかから、18世紀後半の「穏健派」と「福音派」が登場することになる。両派の対立点の一つが、「牧師任命権法」(Patronage Act 1712)をめぐるもので、会衆による牧師任命(良心の自由)に固執する福音派にたいして、教会と社会の「秩序」を重視する穏健派(ロバートソン、ブレア、ジョン・ヒューム、カーライル等)は国法による任命に与した。これら穏健派「教会人」および「大学人」(知識人として教会人は大学教授になりうる存在であった)の任命に大きな役割をはたしたのがアーガイルであった。「教授啓蒙」は彼の任命した大学人が担うことになる。

スコットランド諸大学(グラスゴウ、エディンバラ、アバディーン、セント・アンドルーズ)はいずれも18世紀末までには(従来の「リージェント制度」から)「教授制度」に移行し、各大学で独自のカリキュラムが考案されるが、教養学部(哲学部)の中心に置かれたのは、「道徳哲学」であった。スコットランド啓蒙の「総括者」としてのドゥーガルド・ステュアート(エディンバラ大学「道徳哲学」教授)は、19世紀初頭の『ブリタニカ百科事典』補巻において「ヨーロッパ学問史」の展開の形を借りて、「スコットランド道徳哲学」(その3部門としての「形而上学」、「倫理学」、「政治学」)の特徴を紹介しようとした。彼のいう「形而上学」は「精神の力能と作用の解剖」すなわち「人間本性の分析」を意味し、倫理学と政治学もこの分析を土台とすべきものであった。イングランドの経験主義者たち、とりわけベーコンとロックが開始したこの方向を正当に受け継いだのが「スコットランド学派」もしくは「スコットランド哲学」であって、「ヒューム哲学」およびその哲学の批判から出発した「スコットランド常識哲学」もその枠組みはこの「道徳哲学」第1部門としての「形而上学」(精神哲学)であった。「倫理学」の実践分野は「自然法学」として展開しうる側面もみられるが、「スコットランド道徳哲学」の最も貴重な「成果」は、ステュアートによれば、第3部門の「政治学」が新しい学問としての「経済学」を生み出したことであった。

「スコットランド哲学」の総括者ステュアートは、19世紀初頭に「大学人事への教会の介入」、「聖職兼任」、「縁故主義」等を痛烈に批判することにより、世紀末に反動化した「穏健派」の総括をもおこなった。

## 第3報告

## スコットランド史解釈と1707年

## ——ヒュームの歴史書はなぜ『イングランド史』になったか——

犬塚 元 (群馬大学)

この報告に求められているのは、1707年合同のインパクトについて、政治思想史研究の立場から報告することである。イングランドとスコットランドのこの合同については、様々な観点からのアプローチが可能である。近年ではなじみ深い、帝国や連邦という問題群との関連において扱うこともできようし、あるいは、スコットランド啓蒙に至る社会的・文化的前提を探るといった関心のもと、政治と経済の関連や、思想的伝統の邂逅や相克に焦点を合わせる、ということもまた可能であろう。そうしたなか、この報告では、1707年をめぐる歴史解釈に注目したい。スコットランド啓蒙については、イングランドとの合同を肯定的に受け入れたうえでスコットランドに花開いた、「ユニオニスト啓蒙」(田中秀夫『スコットランド啓蒙思想史研究』8頁)という性格規定も可能であるが、そもそも、スコットランドの知識人が、1707年の合同をどのような意味を持つ歴史的出来事として位置づけたか、というシンプルなテーマこそがこの報告の主題である。1707年の合同をどのように歴史的に位置づけるか、という問題は、それ以前のスコットランドの歴史をどのように理解するか、という問題と不可分である。つまり、この報告では、スコットランド史解釈のなかでの1707年の位置づけを手がかりに、1707年のインパクトを測定しよう、というわけである。

副題が示すように、この報告の具体的分析の中心は、デイヴィッド・ヒュームの『イングランド史』である。『グレート・ブリテン史』として公刊が開始されたこの歴史書は、結局、『イングランド史』との表題に変更される。そして、当初は本文に組み込まれていたスコットランド史をめぐる叙述の多くは、巻末の後註へと追いやられる。なぜ『グレート・ブリテン史』が断念され、『イングランド史』とされたのか。これまでのヒューム研究において、必ずしも明快に解答が与えられたわけではない——つまりは決定的な根拠資料を現状では欠く——この問題に対して、この報告は、ヒュームのスコットランド史解釈に注目することを通じて、仮説を提示したい。18世紀政治思想におけるスコットランド史解釈をめぐるのは、ジョン・ロバートソンやコリン・キッドの業績など、この20年あまりの間に大幅に研究が進展しており、この報告では、そうした先行の研究成果を前提にしたうえで、ヒュームのスコットランド史解釈、1707年をめぐる彼の歴史解釈に光を当ててみたい。

この問題についての、私のこれまでの暫定的な見解は、拙著『デイヴィッド・ヒュームの政治学』214-15頁註1に示されている。また、ヒュームのスコットランド史解釈と対照されるべき、彼のイングランド史解釈についての私の最近の見解は、拙稿「啓蒙の物語叙述」の政治思想『思想』(2008.2 公刊予定)に示される。ご参照いただければ幸いである。

## ロックとニュートン — 実験哲学の定式化と、後世への影響

青木 滋之 (日本学術振興会特別研究員)

ロックが『人間知性論』冒頭の「読者への手紙」で、自らの役割を、ボイル、シドナム、ニュートンといった自然学における大建築家の「下働き Under-Labourer」としたことはよく知られている。この「下働き」が何を意味するものであったのかについては、アレグザンダー (1985)、ジョリー (1999) を始めとした多くの研究者によって様々な解釈が提出されてきているが、ロックが念頭に置いていた作業の一つに、イングランド実験哲学の哲学的な擁護があったと考えるのは妥当である。それは、『人間知性論』で展開される議論内容からして、さらに、

- ・ ボイル、ニュートンが王立協会の主要メンバーであったこと
- ・ 『人間知性論』が、当時の王立協会会長であったペンブルクに捧げられていること
- ・ ロック自身が、医学・化学を中心としたイングランド実験哲学の環境の中で知的訓練を受け、王立協会の会員でもあったこと

等の状況的証拠からしても、明らかであろう。しかし、ロック哲学のこうした側面を扱う研究は、従来ボイルやシドナムとロックとの間の連続性／非連続性には注目してきたものの、ニュートンとロックとの関係、特に後世への影響を検討することに関しては、アクステル (1965, 1968, 1969)、ロジャーズ (1978, 1979, 1982) らによる優れた業績を除けば、殆ど省みられてこなかったように思われる。

本発表で私は、こうして等閑視されてきたロックとニュートンの思想的つながりに焦点を当て、ロックの認識論が、ニュートン自然学の認識論的な定式化に相当する貢献を行ったということを示したい。この目標のため、以下のような手続きで論じようと考えている。

まず始めに、ロックとニュートンの思想的背景が形成された時期に、それぞれの間には全く知的交流がなかった事を簡潔に指摘する。我々が手にしている証拠によれば、ロックとニュートンは独立に思想を形成しており、ロックとニュートンが初めて面会した1689年は、それぞれの主著 (『人間知性論 (1690)』および『プリンキピア (1686)』) が完成していた後であったことが事実として挙げられる。

次に私は、それにも拘らず、ロックが『プリンキピア』をその内容を的確に理解した上で、自らの認識論の具体例として取り込んでいった点を指摘する。ロックは『プリンキピア』公刊後の1688年に、J.ルクレール編集のレビュー誌 *Bibliothèque Universelle* に『プリンキピア』のレビューを掲載しているが、これを境にしてニュートンへの尊敬の念を強め、『人間知性論』4版では、知識を扱う章でニュートンへの言及を新たに追加していることが見出される。これは、ロックがすでにコミットしていた認識論がニュートンの業績によって修正を迫られず、むしろ、その認識論を支持する偉大な具体例として『プリンキピア』が扱われていることを示している。ニュートンとロックの間には、実験哲学という共有された認識論的原理が存在しており、ロックの『人間知性論』で展開された認識論は、当時イングランドの自然学において具体的な形で現れ始めていた実験哲学の成果を、明確な形で定式化し、哲学的な見地から擁護したものだと考えられる。

そして最後に私は、上記で論じられたロックによる (ニュートン自然学を含んだ) 実験哲学の定式化および擁護が、実際に18世紀のニュートン主義者たち (とりわけロジャーズ (1982) が指摘しているような、ニュートン自然学のコメンタリーの執筆者たち) によって共有されていった様子を指摘したい。こうして、ロックの認識論が当時のイングランド実験哲学の営みを支え、哲学的な見地から擁護する性格を持つものであったこと、実験哲学の営みに内在的なものであったことを示すのが、本論の最終的な狙いである。また、さらに一歩進んで、こうしたロックの認識論が現代の認識論や科学哲学に与える示唆についても考察を巡らせる予定である。

## ロックの自然法について

小城 拓理 (京都大学大学院生)

周知のようにダンを代表として、従来のロック研究はロックにおける神の存在を極めて重視してきた。しかし、神がいかなる意味で、そしてどの程度の役割を果たしているのかについては様々な議論がある。本発表は、主著はもちろん遺稿も踏まえながら、ロックにおける重要な概念である自然法を分析することで、ロックにおける神の役割を見定めることを目的とするものである。

現時点での本発表の概略は以下のようなものである。本発表は『自然法論』の校訂者であるフォン・ライデンによって提起されたロックの自然法は主意主義的なのかそれとも主知主義的なのかという問題から出発する。主意主義とは、自然法の拘束力の根拠を神の意志に求める立場であり、主知主義とはそれを正しい理性の指令に求める立場のことである。本発表は、この問題については、主意主義か主知主義かというような二者択一の枠組みそのものにとらわれることなく、両者の主張を極力生かす形で論じたい。まず、ロック自身が『自然法論』の中で法を構成する二つの要素として法の拘束力と法の内容とを挙げていることに着目する。そして、前者の役割を担うのが神の意志であり、後者のそれが理性であることを示す。こうすることで、ロックの自然法は服従根拠を神の意志に置くという点では主意主義的であり、導出根拠を理性に置くという点では主知主義的であると結論付けることができる。もちろん拘束力が神に由来する以上、神の存在を自然法から捨象することは不可能である。

しかし、自然法の認識の問題に目を転じてみると、神の存在が次第に後景に退いていくことが分かる。ロックは聖書を読むことが道徳を学ぶことであることを様々なところで書いている。だが、彼は聖書を読むことだけが道徳を学ぶ方法だと言っているわけではない。人間は理性によって、感覚経験を通じて自然法を知ることができるのである。ここでロックが着目するのが人間本性である。ロックによると人間は生来自己保存の欲求を持つ。しかし、人間が自己の利益のみ追求するのであれば、互いに傷つけあい、生きていくことが困難となる。よって、ある程度自己保存の欲求を制限する必要がある。ロック自身、道徳の役割は人間の欲望に一定のたがをはめることだと様々なところで述べている。そして、そのために理性によって発見されるのが自然法なのである。しかし、理性によって自然法の内容を認識したとしても、人間は利己的であるがゆえに、それを遵守したがる。なぜなら、自然法の賞罰は来世になって初めてもたらされるがゆえに、誰もが現世における自分の幸福ばかり考えてしまうからである。では、どのようにして人間に自然法を守らせるのか。ロックによるとそれは統治を設立することによってなのである。

以上の議論から本発表が強調したいことは三つある。第一に自然法の拘束力の根拠に神を据えながらも、現世におけるその有効性に限界があることをロック自身が認めていることである。そして第二に、自然法の内容の認識から統治設立に至るまでの一連のプロセスにおいて、神に言及する必要性が無いということである。最後に第三に、ロックには、自分の信仰が自らの政治理論に影響を及ぼすことを意図的に抑制している節があることである。先述のように、神は自然法の拘束力を担保するがゆえに、ロックの自然法から神の存在を抜くことはできない。しかし、自然法の内実を鑑みると、その役割はかなり限定的なものに留まるというのが本発表で示したい結論である。また、以上のような研究は世俗化あるいは脱神学化に特徴を有するとされる近代自然法とロックの自然法とを比較するための有益な視座を提供するものと思われる。

